

はじめに

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。しかしながら、小規模消防本部においては、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があることから、消防庁は、平成 18 年に改正された消防組織法や市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、平成 24 年度末を期限として市町村の消防の広域化を推進してきました。その結果、広域化は一定の進展をみたところではありますが、東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっています。そこで消防庁は、平成 25 年 4 月 1 日に基本指針を改正し、推進期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長するとともに、都道府県知事が指定することで国の施策や都道府県における措置を他の広域化対象市町村より先行して集中的に実施する消防広域化重点地域の枠組みを設け、今後も市町村の消防の広域化を着実に推進することとしています。

当課では、平成 21 年 1 月に「消防の広域化の手引き」を作成したところですが、今回作成した「消防広域化マニュアル」は、広域化の必要性や制度の概要に加え、広域化実現への基本的手順や広域化を進める際に必要となる、より実務的な目線での手順も掲載しています。また、合わせて取りまとめた「消防広域化事例集」については、消防組織法改正以降に広域化を実現した事例として、一部の消防本部における、それぞれの具体的な広域化までの検討経過や、広域化後の具体的メリット・課題等について紹介しています。

本書が各地域の消防の将来を見据えた広域化への取組のため、広く御活用いただける事を願います。

本書の作成にあたっては、平成 24 年度、平成 25 年度消防広域化推進アドバイザーである

鈴木 敏幸 様（置賜広域行政事務組合消防本部） 森田 浩之 様（埼玉西部消防局）
諏訪 清貴 様（埼玉東部消防組合消防局） 村田 智俊 様（小田原市）
加藤 裕久 様（砺波地域消防組合消防本部）
中野 修 様（山梨県消防広域化推進協議会事務局）
伊藤 彰則 様（浜松市消防局） 西村 純次 様（東近江行政組合消防本部）
久保田 則彦 様（湖北地域消防本部） 中川 勝正 様（姫路市消防局）
永井 誠一 様（姫路市消防局） 藤本 喜一 様（北はりま消防本部）
向井 一富 様（奈良県消防広域化協議会事務局）
山本 洋 様（奈良県消防広域化協議会広域消防組合設立準備室）
近藤 正博 様（広島市消防局） 香川 由紀男 様（広島市消防局）
江本 祥三 様（宇部・山陽小野田消防局） 橋本 俊昭 様（宇部・山陽小野田消防局）
中島 英則 様（佐賀広域消防局）

をはじめ、各方面から多大なご協力を賜りましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

消防庁消防・救急課